

# 叡山文庫蔵『韻字記』の主要典拠について

木 村 晟

## 一、概 説

漢和聯句のための韻書で、『和訓押韻』（十一韻）に基づいて増補されて成ったものに、十二韻の『韻字記』、宮内庁書陵部蔵の『韻字之書』<sup>注1</sup>、聖護院蔵『増補和訓押韻』<sup>注2</sup>等と、また十五韻の貞享三年（一六八六）刊の宇都宮由的の撰する『漢和三五韻』<sup>注3</sup>の二類がある。共に『和訓押韻』（十一韻）を基幹とはしてゐるが、「十二韻」の韻書の方が、その成立の時期に於いて先行することは言ふまでもない。「十一韻」の韻書では不十分なので、「十二韻」の韻書ができ、それでもなほ不足するので、「十五韻」の韻書を撰述した旨の記事が、『漢和三五韻』の里村昌純の序に次の如くに記されてゐる。△「序」の冒頭の部分。圏点は筆者▽

此三五韻は宇都宮氏由的の述る處なりそのかみ後常恩寺殿のぬき出給ひし和訓押韻に誰の人か元・勻・を・加・て・十二・

韵といひて世に行はれ侍る 今又冬灰歌の三の韵をそへしは 和漢に用へき文字共おほくて 麻元などにおさくお  
とるましきによりてなん(以下略)

これによって、「十二韻」の韻書が「十五韻」の『漢和三五韻』(一六八六年以前に成立)よりも、夙く世に通行した事実が判る。

処が『和訓押韻』(十一韻)を直接の典拠とした「十二韻」の韻書が、いつ(何年頃に)成った書であるかといふ、「十二韻」の韻書の成立年代を特定することは甚だ難しいことである。本稿では「十二韻」の韻の辞書である叡山文庫蔵の『韻字記』<sup>注4</sup>を詳細に調査することによって、(一)「十二韻」の韻書が、十一韻の『和訓押韻』の孰れのテクスト(伝本)を直接の典拠としたか、(二)「十二韻」の成立年代はいつ頃か、と言ふこの二つの課題に対する吾人の見解を開示したく思ふ。そのために「十二韻」の代表的な韻書である『韻字記』を、その異本関係にあると目される『韻字之書』と連関させて、それらの本文徴証に基づいて記述することとする。

最初に「十二韻」の韻書が、十一韻の『和訓押韻』を直接の典拠としてゐる証拠について述べることにする。「十二韻」の『韻字記』や『韻字之書』が「十一韻」の『和訓押韻』に基づいてゐることは、その本文を一瞥して直ぐに判ることであるが、十二韻の『韻字記』には、次に例示する如くに、何箇所かの標出字の注文中に『和訓押韻』の出典名が明記されてゐるのである。

『韻字記』の「虞模韻」(上平)の「491虞カリ騶<sup>カウヒト</sup>——トモ可用<sup>カ</sup>獸ノ<sup>カ</sup>ニ可用私云一人ハ獵師也會一掌山澤之官和訓亦此意歟」に「和訓」と在るが「私云」以降の記事は、それ以前の『和訓押韻』の引用(『龍門文庫本』の「15虞カリ騶<sup>カウヒト</sup>——トモ可用<sup>カ</sup>獸ノ<sup>カ</sup>ニ可用私云一人ハ獵師也會一掌山澤之官和訓亦此意歟」)に対する『韻字記』の編纂者の意見である。最初に『古今韻会举要』の注を引用し、『和訓押

韻』の記載がこれに該当するのかと評してゐるのである。

また「寒桓韻」(上平)の「986般タノシムハコフハコフ」一亦樂也運也一ハ度也和押多也朗詠百モトメ幾トとあるのは、『和訓押韻』の「松平文庫本」に「383般 印運也 千チ百ヒャク度ノ心也 朗詠ニ」また『龍門文庫本』に「42般ハコブ」一亦樂也運也度ノ心也 朗詠ニ」と在るのを承けたものである。次に「陽唐韻」(下平)の「1531杭サムクリ 小栗也 和名ニ訓ス 大上天皇曰杭音元 小栗也 元痕之勻一呼郎切州名也 和訓押勻 私云和押勻兩説並一非一是(以下略)」と在るのも、『和訓押韻』の『松平本』や『龍門本』の「州名 和名 サムクリ 小栗也」を承け、『和訓押韻』の説を挙げて、編者の見解を「私云」として示してゐることを識るのである。同じ「陽唐韻」に「1614長 印トナカシトコシナヘ 夜一日一舟フナ人ノ私云ハ仄也 平声ニ用フ未知 養勻訓云トシタケ齒高位トカキ尊 曰レ是ヲサ也 然則和訓押勻ニ舟人ノ等ハ 雖押之平声ニ用ル證據未知 則トハ不可用歟」とあるのは、『和訓押韻』の『龍門本』に「107長 永フナラサ又舟ヒトシラサ驛ヒトシラサ人ノ神樂ノニンチャウナリ 六帖ヒトノナル成レ長恨歌」と在る記事を引用すると言ふより、寧ろ『和訓押韻』の記載に対して、「私云」として『韻字記』の編者の立場からする見解を述べ、批評を加へるといふ在り方を示してゐる。斯様に『韻字記』の本文は、多く『和訓押韻』の本文を承けつつも、「私云」といふ伝統的な古注釈・抄物等の形式を採って、批評しつつ記述する態度をとつてゐることを識るのである。

同様の例をもう一つ挙げてみる。『韻字記』の「尤侯幽韻」(下平)の「1929アタ雛ムクユ印ムクユハ校ノ義也」とするのみであるが、『韻字也答也(後略)』も、同じ「十二韻」の『韻字之書』には「21アタ雛ムクユ印ムクユハ校ノ義也」とするのみであるが、『韻字記』は、斯く自己の見解を示しつつ注文が委細になつてゐる。因みにこれの典拠たる『和訓押韻』では、『龍門本』に「21アタ雛ムクユ印ムクユハ校ノ義也」と同じく『和訓押韻』をやはり直接の典拠とする『韻字之書』に比しても、かなり編纂者自身の見解を呈示するために、和漢の多くの典籍の用例を加へて、相当量の増補

を行なつてゐるのである。

さすれば吾人は、「十二韻」の韻書の直接の典拠を索めるのに、『和訓押韻』の本文（特に注文）形態により近似する『韻字之書』を基底にして調査を進むべきかと言はれば、吾人の立場からせば、やはりさにあらず、増補本たる『韻字記』に拠つて、その委細を精査することに重要な意義を有つと断ずることを得るのである。その最も大きな理由は、同じ「十二韻」でも、『韻字之書』には存せぬ『韻字記』のみの補入部分に、「十二韻」の韻書の成立年代を唆示する記事が具体的に認められる故である。

十二韻の『韻字記』も『韻字之書』も、その本文形態は十一韻の『和訓押韻』（A系統本＝北岡本、C系統本＝龍門本）の在り様を踏襲してゐて、各韻目毎に「入韻字」「本韻」「韻外字」の順に排した編纂になつてゐる。「入韻字」は次の「本韻」の細韻（目次）の役目を果たしてをり、「本韻」に収録する標出字（見出し字）は、虎関師鍊の『聚分韻略』に存するものを掲げ、その後「韻外字」として『聚分韻略』には存せぬ標出字を『古今韻会挙要』（略称『韻会』）より抽出して排してゐるのである。今、『韻字記』に存する「韻外字」を示すと、次の通りである。

【上平】

一、東韻 124 玗 125 幢 126 萃 127 墜 128 蓼 129 總 130 愿 131 莢 132 拱 133 訶 134 權 135 繼 136 隆 137 終 138 窓 139 凍 140 撞 141 薑 142 綬  
143 獲 144 豨 145 瀧 146 燼 147 曄 148 瘡 149 融 150 燂 151 江 152 岡 153 家 154 榮 155 朋 156 明 へ計33語（『韻字之書』には末尾の部分の「151江」「156明」の六語存せず）

二、支脂之韻 韻外字ナシへ計0語

三、虞模韻 630 味 631 株 632 响 633 訶 634 蟪 635 悞 636 獲 637 涂 638 稜 639 誦 640 翳 641 拊 642 稗 643 莠 644 紉 645 鼓 646 婁 647 吁

648 仵 649 瑜 650 駘 651 魃 652 芙 653 廡 654 簾 655 驢 656 纒  $\wedge$ 計27語 $\vee$

四、真諄臻韻 780 珣 781 紉 782 窰 783 輶 784 輪 785 悖 786 穉 787 權 788 畏 789 瘖 790 忒 791 跟 792 籤 793 駟 794 堙 795 眸 796 隣 797 芍

798 倫  $\wedge$ 計19字 $\vee$

五、元魂痕韻 916 蟄 917 瞋 918 昏 919 駮 920 蟲 921 捷 922 榎 923 赧 924 諉 925 捷 926 蟠 927 蝮 928 輶 929 蕪 930 墩 931 孳 932 嗽 933 嗽

934 嗽 935 焯 936 饨 937 褊 938 羶 939 昏  $\wedge$ 計24語 $\vee$

六、寒桓韻 1053 軒 1054 箒 1055 籬 1056 鬘 1057 督 1058 恒 1059 狃 1060 麩 1061 濫 1062 患 1063 驢 1064 覆 1065 豨 1066 媼 1067 穉 1068 繇 1069 躑 1070 靄

1071 雀  $\wedge$ 計19字 $\vee$

【下平】

七、先仙韻 1236 鼈 1037 篋 1038 獮 1039 絰 1040 駘 1041 箒 1042 銅 1043 餽 1044 磧 1045 忤  $\wedge$ 計10語 $\vee$

八、蕭宵韻 1358 傲 1359 曉 1360 蘇 1361 橋 1362 船 1363 鶻 1364 弔 1365 曉 1366 喙 1367 窰 1368 簪 1369 膠 1370 蟪 1371 麤 1372 賊 1373 颯 1374 翹 1375 藻

1376 幬 1377 焦 1378 鋤 1379 珧 1380 膠 1381 蠟  $\wedge$ 計24語 $\vee$

九、麻韻 1481 鍍 1482 麥 1483 叔 1484 髻 1485 鉞 1486 耒 1487 遑 1488 礫 1489 舂 1490 歷 1491 蔞 1492 耒 1493 諱  $\wedge$ 計13語 $\vee$

一〇、陽唐韻 1728 航 1729 蟾 1730 檀  $\wedge$ 計3語 $\vee$

一一、庚耕清韻 韻外字ナシ  $\wedge$ 計0語 $\vee$

一二、尤侯幽韻 2050 慶  $\wedge$ 計1語 $\vee$  【合計173語】

この『韻字記』所載の「韻外字」173語中、同じ十二韻の『韻字之書』にも収録されてゐるのは「二、支脂之韻」

「二、尤侯幽韻」までの140語と、「一、東韻」の「124 扛」～「150 焯」までの27語と、計167語にて、これらはこの二書に

共通して見られる「韻外字」である。結局問題となるのは、『韻字記』の「一、東韻」の「韻外字」33語中の末尾の部分の「151江」～「156明」の六語なのである。実はこの六語が、本書『韻字記』の典拠の性格を示し、延いては『韻字記』の成立年代までも特定する鍵が秘められてあるとも言へるのである。まづこの六語は元代の熊忠の撰する『古今韻会舉要』の「東韻」～「江韻」（上平）には登載せられず、彼の明代の方日升の『古今韻会舉要小補』（略称『小補韻会』）の「小補」（これは編者の謙称にて、「増補」の意）の部分の「古叶」とする箇所<sup>5</sup>に、六語全てが確認し得るのである。蓋し「十二韻」の韻書としての『韻字記』は、確実に『小補韻会』を使用してゐるのである。この事実が『韻字記』の成立年代の上限をほぼ規定することとなるのであって、特に重視すべきことであると思はれる。特にこの六語中、次の二語は、

153家 各空切詩誰謂女無一用此句 已上並叶音。

156明 音蒙義同庚<sup>アツクヤク</sup>有<sup>一</sup>等可用 已上並叶音 但<sup>ハ</sup>証<sup>ト</sup>非<sup>レ</sup>叶<sup>ト</sup>。

の如く、注文中に「叶音」たることを明記してゐる。

「叶音」は元の熊忠の『韻会』には存せず、明の方日升の『小補韻会』に「古叶」として収載せられてゐるものである。本邦に於いて、この「叶音」が意識的に韻書の中に織り込まれるやうになつたのは、例の「韻鏡学」の盛行<sup>注5</sup>する寛永頃（一六二四～一六四四）であつて、この頃に叶音説が流行したのであつた。さすれば本書『韻字記』が成立した年代は、これに基づいて謂ふならば、寛永初年（一六二四年頃）を溯ることは難しいと思慮せられる。

「十二韻」が基底にした十一韻の『和訓押韻』には、まだ「叶音」は採用されてをらず、「十二韻」と、十五韻の『漢和三五韻』以降なのである。『漢和三五韻』の板行は貞享三年（一六八八）と、『韻字記』よりもかなり年代が降

るが、実は『和訓押韻』のD系統本たる『版本』の江戸初期の儒学者伊藤仁斎の書き入れ本の、『仁斎書き入れ』部分に、『小補韻会』の引用が集中して見られるのである。具体的に、例へば「東韻」(上平)の最後の「韻外字」の末尾の「147登」く「186陵」までの実に41語が、『仁斎書き入れ』の箇所、これは明らかに『小補韻会』に依拠してゐるのである。

京都の人で古義堂と号した伊藤仁斎は、朱子学を修め、『論語古義』『孟子古義』『語孟字義』『童子問』等の一連の著書にも示されてゐる通りの「古学者」であるが、彼は宝永二年(一七〇五)に歿してゐる。仁斎の学術的な活動は主に一六〇〇年代の後半に行なはれたものであるとすると、彼が「叶音説」の流行する寛永年間の直後に展開されたこととなり、『小補韻会』が洵によく使用されたことが肯はれるのである。さうして仁斎の活躍した一六〇〇年代の後半には、「十五韻」の『漢和三五韻』(貞享三年・一六八八刊)の刊行年代とも符号し、例の『天理版本』の『仁斎書き入れ本』の「書き入れ」部分と、『漢和三五韻』の本文との関連も考慮に入れなくてはならぬ問題であると思はれる。吾人の今後の課題とならう。

最後に、「十二韻」の韻書である『韻字記』や『韻字之書』が、直接の典拠としたテキスト(伝本)は『和訓押韻』(十一韻)の孰れであるかに触れる段階が来た。『和訓押韻』現存三類(系統)四種の伝本とは、次の通りである。

A系統 〓 熊本大学永青文庫蔵『北岡文庫本』写本一冊、天正二十年三月書写の識語を有す。↓略称『北岡本』

B系統 〓 島原図書館蔵『松平文庫本』写本一冊、識語を有せず。△「入韻字」は存せず、「本韻」と「韻外字」のみ▽

↓略称『松平本』

C系統(増補本) 〓 阪本龍門文庫蔵『龍門文庫本』写本一冊、識語を有せず。↓略称『龍門本』△A系統本とB系統本

## の合成本

D 版本 || C 系統本の刊行されたものへ a b c d の四本

- a 天理無刊記本（東涯書き入れ本。天理図書館古義堂文庫蔵）一冊
- b 天理正保二年（一六四五）本（仁齋書き入れ本。天理図書館古義堂文庫蔵）一冊
- c 京大本（京都大学附属図書館近衛文庫蔵、正保二年刊、b と同種本）一冊
- d 天理写本（a・b 版本の手写本。天理図書館古義堂文庫蔵）一冊

これら A・B・C・D 系統本の関係は、次の図のやうになってゐる。<sup>注6</sup>



処で、「十二韻」の韻書である『韻字記』や『韻字之書』が直接に依拠したのは、A・B 両系統の合成本たる C 系統本であること、本文形態からして、一目瞭然であるが、それは C 系統本であるのか、それとも C 本に各韻目の末尾に若干の補入をした『版本』（D 系統本）であるのかが問題となる。吾人の今般の調査に拠れば、「版本」中で最も刊行年代の古い『無刊記本』ではないかと考へるに到った次第である。C 系統本たる『龍門本』は『A+B+α||C』と なつてゐて、『北岡本』と『松平本』の分量の総和に終はつてゐる。処が『版本』は、例へば「東韻」（上平）に於いて、「本韻」の「93 撞」以降「129 驟」までの 37 語が、写本の『龍門本』（C 系統本）には存しないのである。「和漢聯句」や「漢和聯句」が極めて盛んに行なはれてゐた室町時代後期から江戸時代初期にかけて、『和訓押韻』（十一韻）の伝本は写本として相当数存在したのではないかと思はれる。従つて A 系統本にも A<sup>1</sup>・A<sup>2</sup>・A<sup>3</sup>・A<sup>4</sup>・A<sup>n</sup> の諸本が存



し、B系統本にも  $B^1 \cdot B^2 \cdot B^3 \cdot B^4 \dots B^n$  の諸本が在り、C増補系統本にも  $C^1 \cdot C^2 \cdot C^3 \cdot C^4 \dots C^n$  の諸本が存したものと考へられる。その「C本」が実は「D本」(版本)なのである。このやうに現存しない諸本  $A^1 \cdot A^2 \cdot A^3 \cdot A^4 \dots A^n$ 、 $B^1 \cdot B^2 \cdot B^3 \cdot B^4 \dots B^n$ 、 $C^1 \cdot C^2 \cdot C^3 \cdot C^4 \dots C^n$  を、現実に証明することは成し得ないことではあるが、「和漢聯句」「漢和聯句」が単に知識階層のみならず、広く多くの階層で行なはれた事実からせば、 $A^n$ 本・ $B^n$ 本・ $C^n$ 本を仮定することも、強ち理のないことではないだらう。さうして「C本」を「D版本」とすることによって、「C本||D本」が、「十二韻」の韻書の『韻字記』や『韻字之書』の直接の典拠となったと言ふ、帰結に達することが可能であると思はれる。さうして、現実に『D版本』が「十二韻」の韻書の依拠した典拠として証明し得れば、この仮説は十分に成立すると考へてよいことになるのである。

【付記】「十二韻」の韻書が「十一韻」の『和訓押韻』を典拠にし得ないのが、十一韻に一韻増補せられた「五、元魂痕韻」である。この「元魂痕韻」(上平)には「入韻字」が10語、「本韻」が106語、「韻外字」に24語が排せられてゐるが、これの「入韻字」と「本韻」はやはり『聚分韻略』を典拠にして、他の十一韻に擬して作成した本文になってゐる。『聚分韻略』に拠つて標出字や注文を排したことに關しては、『韻字之書』の「五、元魂痕韻」の「本韻」の標出字「1昆」〜「41源」のそれぞれ頭部に朱筆にて「氣昆」「器琨」「氣鷗」「乾坤」「支髡」「虚敦」「時嗽」「氣豚」「支臂」「態奔」の如く、「氣形」「器財」「乾坤」「支躄」「虚押」「時節」「態芸」等の『聚分韻略』に基づく標示をしてゐるのを見ても理會し得ることである。なほ『韻字記』や『韻字之書』の主要典拠のみでなく、出典全体に關する総合的な調査に際しては、特にこの「五、元魂痕韻」の注文中に有する引用書の特徴が、「十二韻」の韻書

全体の傾向や偏差を推察するための手懸かりとなることは言ふまでもない。本稿は「主要典拠」といふことで、特に『和訓押韻』の四種の伝本に限定して記述した。いづれ稿を改めて、「十二韻」の韻書全体の出典調査をなすことになるであらう。

注1 木村晟編『宮内庁書陵部蔵 韻字之書』（『古辞書研究資料集成』1 一九九三年9月 翰林書房刊）参照。

注2 中村元氏論文『十二韻』の三本について（『中世文芸論稿』第12号 一九八九年3月刊）参照。

注3・4・6 『古辞書研究資料叢刊』第五卷（一九九五年11月 大空社刊）に「翻字本文」を収録してゐる。また木村晟『十二韻』の韻書（大友信一博士還暦記念『辞書・外国資料による日本語研究』所収 一九九一年8月 和泉書院刊）参照。

注5 高松政雄氏論文「叶音」（『訓点語と訓点資料』第90輯 一九九三年1月刊）参照。

## 二、上平「東韻」細説

『韻字記』<sup>注7</sup>『韻字之書』<sup>注8</sup>（十二韻）の上平「東韻」に於ける『和訓押韻』（十一韻）三本の受容のせられ様を具体的に記述する。まづ「入韻字」1〜15で、『和訓押韻』が完全に一致するのは、三本の中では『龍門本』（C増補系統本）のみである。ここでも十二韻の『韻字記』や『韻字之書』が直接に典拠としたのは、『和訓押韻』の『龍門本』の如き「C増補系統本」<sup>注9</sup>であることが判然としてゐる。即ち『龍門本』で「16籠」を除いて、他の一五字の入韻字が全て『韻字記』『韻字之書』と標出字も、その排列も一致し、傍訓や注文も「11公」を別とすれば、略全同となつてゐる。『和訓押韻』三本中、『松平本』<sup>注10</sup>は「入韻字」を有しないので、比較の直接の対象とはならない。『北岡本』は「入韻字」が一三字しか存せず、『韻字記』『韻字之書』より「7虹」「9蓬」の二字少なく、『龍門本』の一六字より

三字も少ないのである。また『北岡本』の入韻字一三字を、『韻字記』（『書』）の順序に合はせて並べてみると、3・1・2・12・6・5・10・4・14・15・11の順となり、到底『北岡本』が十二韻の『韻字記』（『書』）の直接の典拠となつてゐると思はれず、『龍門本』の如き「C増補系統本」に依拠してゐることは事実である。

次に「本韻」に関しての具体的な解説を行なふ。番号順に逐一的に述べる。<sup>注11</sup>

『韻字記』の「16東」（書2）では、注文「欸ー」<sup>ヤマツキ</sup>が『龍門本』に存しないので、十二韻の『韻字記』（『書』）の補入部分である。因みに増補系統の『龍門本』は、『北岡本』の「又和琴ノ名ニ可用之」と『松平本』の「春方」との合成の形で「春方又和琴名可用之」となつてゐる。十二韻の『韻字記』（『書』）は『龍門本』（C増補系統の本文）を踏襲し、かつ独自の増補をしてゐることとなる。

『韻字記』の「17虹」（書3）で『北岡本』『松平本』は無注、『龍門本』は「棘ナリ」で、『韻字記』で「棘」と在つて『龍門本』を承く。

『韻字記』の「18棘」では、『北岡本』は無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は「虹也」で、『韻字記』はさながらに踏襲するが、『韻字之書』（4棘）は「蜻ー又」といふ注になつてゐる。

『韻字記』の「19凍」（書5）は、『和訓押韻』の三本の注文が略同であるが、『龍門本』が『韻字記』に一致する。ただし『韻字之書』の「ー凌欸凍」<sup>ヤマツキ</sup>は独自の増補。

『韻字記』の「20嵩」（書6）では、『龍門本』の注文「近江比叡大ー也」の「大ー也」が存せず、これは『龍門本』の注文中に、「大ー」が既に「近江比叡」の前に存するため、後の方の「大ー也」を、『韻字記』が削除したのであらう。ただし『韻字之書』には略『龍門本』の通りに「近江比叡ノ大ー」となつてゐるのである。

『韻字記』の「21宮」(書9)で、『和訓押韻』の三本中、『松平本』の注文は僅か二行の簡略なものである。従つて『韻字記』の典拠となつたのは、『北岡本』か『龍門本』かの孰れかである。全体としては『龍門本』に一致する部分が多いのであるが、「春ノ—東宮」と「竹—勢齊宮」が『龍門本』に存せず、逆に『北岡本』には「春—ヘルノミヤ東宮ナリ」「タケノ—伊セ齊宮ナリ」と在る。また『韻字記』の注文の末尾の証歌「神マツル卯月ノ榊トリソヘテ梅ノ宮居ニタテル御幣」は『和訓押韻』の三本には存せぬもので、『韻字記』の増補である。因みに十二韻の『韻字之書』にもこの証歌は存しない。

『韻字記』の「22風」(書11)の注文中、『北岡本』で「初瀬—飛鳥—科戸—」と漢字表記になつてゐる箇所が、『龍門本』で仮名表記「ハツセ—アスカ—シナトノ—」となつてゐる。十二韻の『韻字記』(『書』)もこれを承けて、さながらに仮名表記としてゐるので、『龍門本』に拠つてゐることは確かである。ただし『韻字記』に「アナシ吹—アナシー」とあるのが、『龍門本』は単に「アナジ—」(『韻字之書』も)とするが如き小異は存する。△ここでも「十二韻」の二書間では、『韻字記』よりも『韻字之書』の方が、その典拠たる『龍門本』(増補系統本)に近似した本文を有つ。『韻字記』の方は独自の増補が極めて多い。▽

『韻字記』の「23空」(書7)では、『北岡本』が無注、『松平本』は「虚—大空」とするが、『龍門本』は「又—虚ムナシ」にて、『韻字記』の「又虚—大—」は『松平本』と『龍門本』の双方を承けた形態のものとなつてゐる。さうして『韻字記』が「半—ナカソラ大東中ニモノナキヲ云 杵柚其一尽也」の注文を補入してゐるのである。△『韻字之書』はこの部分「—トハ中ニモノ、ナキヲ云」とする。▽

『韻字記』の「24穹」の標出字の排列は「22風 23空 24穹」の順であるが、『龍門本』は「7穹 8風 9空」の順と

なつてゐる。『北岡本』が無注、『松平本』は「空也 蒼―」、『龍門本』は「空也 高也 蒼也―」となつてゐて、『韻字記』の「空也 高也 廣 蒼―」に最も近い。

『韻字記』の「25 雫」(書12)の注文中の「天氣下地不應曰―」は、『和訓押韻』の『松平本』と『龍門本』には存するが、『北岡本』に存せず。また『松平本』の注文は極めて簡略で、『龍門本』の注が『韻字記』の注文に略一致する。

『韻字記』の「26 櫛」(書10)は、『北岡本』無注、『松平本』の注は『龍門本』の「窓也」より委しく、「窓也 檻也 養獸所也」となつてゐるが、実はこの箇所は『韻字記』(『書』も)が、『松平本』(B系統本)を承けてゐる。さうして『韻字記』独自の「ヲハシマ也 ツ子ニ用 通作槩」を補入するへ『韻字之書』も略同く。

『韻字記』の「27 霰」(書13)は、『北岡本』と『松平本』が『韻字記』に略一致、『龍門本』とは全同であり、『韻字記』が「C増補系統本」を承けたことが肯はれ確認し得る。

『韻字記』の「28 隴」(書72)では、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は「日欲出也」で、『韻字記』(『書』も)にそのまま引用せられてゐる。

『韻字記』の「29 濼」(書77)が『和訓押韻』の三本に存しない。『韻字之書』の注文は「小水入 大水曰― 水ノアツマル処也 水ノ落―」となつてゐる。

『韻字記』の「30 童」では、『北岡本』が無注、『松平本』の注文中の「馬牛飼也」は、『龍門本』になく、また『韻字記』(『書』も)にも存しない。而うして『龍門本』の注文はそのままに『韻字記』に承接継がれてゐる。ただし『韻字記』の注文の末尾の「宛― 葛也 會廣独也 言―子未有室家」は独自の増補である。

『韻字記』の「31 雄」(書15)で、『北岡本』が「益ト―」のみであるのに対して、『松平本』と『龍門本』とは略

同で、これらが『韻字記』に踏襲されたのである。

『韻字記』の「32 僮」(書16)では、『北岡本』は無注で、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』の「一僕」が『韻字記』に引かれてゐるが、『韻字記』の「奴ノ一」と「痴也頑也」とある部分は増補されたものである。この中「奴ノ一」は『韻字之書』にも「奴ノ事也」とある。

『韻字記』の「33 蟲」(書17)では、『和訓押韻』の三本中、『松平本』の注文が最も簡略で、『北岡本』と『龍門本』とが略同ではあるが、注文の順序に至るまで対校すると、『韻字記』は『龍門本』を承けてゐることが判る。

『韻字記』の「34 戎」(書18)に於いては、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』の「一狄」が『韻字記』に引かれるが、『韻字記』(『書』も)は他に「西方ノ夷中ノ一也」の補入が認められる。

『韻字記』の「35 熊」(書19)で、『和訓押韻』三本の注が全て「荒一」であり、『韻字記』もさながらに踏襲してゐて「荒一」である。ここは『韻字之書』の注文が委しくて、他に「似豕」「心アラクマ」が上下に補入されてゐる。

『韻字記』の「36 工」(書20)では、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とが「百一」にて、『韻字記』(『書』も)はこれを承け、更に「官也掌也」の増補が見られる。

『韻字記』の「37 鴻」(書21)で、『北岡本』は無注、『松平本』は「大曰一」、『龍門本』は「大曰」である。『韻字記』(『書』)は「一ト通用」(『書』は「鴈ト通用」)を補入する。

『韻字記』の「38 公」(書22)で、『和訓押韻』の三本の注文は略同であるが、『韻字記』に注文の順序まで一致するのは『龍門本』である。『韻字記』は他に「靈臺 朦朧奏一」注夏也」といふ増補があるが、『韻字之書』には存しない。その代り『韻字之書』独自の補入部分に「一卿 老一」フキナ日本 黄一」ウツヒスと見られるが、「老一」が重複してゐる。

『韻字記』の「39 驄」(書23)は、『北岡本』が無注で、『松平本』と『龍門本』の注文は「一馬」となっていて、『韻字記』(『書』)に踏襲せられ、「ツ子ノ馬ニカリ用ユ」は『韻字記』(『書』)の増補である。

『韻字記』の「40 驤」(書24)では、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は「駟子」と在る。十二韻の『韻字記』は無注で、ここでは『龍門本』を承けてゐない。また『韻字之書』は「駟子 馬ト不用」として『龍門本』の注を含めたものになつてゐる。

『韻字記』の「41 躬」(書26)で、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』が「身也」で、『韻字記』(『書』も)はさながらに承ける。ただし『韻字之書』には「賤士ーウキー 若キー 人ノーワカー」など、『韻字記』にない書き入れが見られる。

『韻字記』の「42 翁」(書25)は、『北岡本』が無注、『松平本』『龍門本』の二本は「老ー」が『韻字記』(『書』)に引かれてゐるが、これも『韻字之書』は「鴈ー厂也 碧継ー白鷺」との書き入れ補入部分が存する。

『韻字記』の「43 聰」(書27)は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』は共に「一明」にて、『韻字記』(『書』)はこれを承く。『韻字記』に「聞也 聰也」と独自の増補が見られ、『韻字之書』は「一ハ聞ノ字ノ心也」と補入あり。

『韻字記』の「44 忠」(書28)では、『北岡本』が無注、『松平本』は「一節」、『龍門本』は「一節衷同」となつてゐる。『韻字記』は「一節」を承けるが、他に「敬也」の補入がある。しかし『韻字之書』には「敬也」は存しない。

『韻字記』の「45 功」(書29)は、『北岡本』には標出字存せず、『松平本』と『龍門本』との注文が略同で、『韻字記』が孰れに依拠してゐるとは決し難い。『韻字之書』は『韻字記』にない「一勞」を存してゐる。

『韻字記』の「46 衷」(書30)では、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「正也 中也」となつてゐるが、

『龍門本』のみ『襍フツシキヌナトノアツキ也」との注文を含んでゐる。これは『北岡本』の「65襍フツシキヌナトノアツキ也」が『龍門本』の「46衷」の注文中に入り込んでしまったのである。『松平本』には標出字が存しない。『韻字記』は「正也 中也」に続けて「心ナトノタ、シキニ用ヨシ一善也カナフ一適也 左服之不一身之灾也」と在る。『韻字之書』は「中也 心ノタ、シキナトニ用ユ道ソタ、シキ 聞ハマコトカ」と「中也」を重複させてゐる。但し「道ソタ、シキ 聞ハマコトカ」は『韻字之書』の書き入れ部分。

『韻字記』の「47恫」(書31)で、『北岡本』は無注、『松平本』は「痛也」、『龍門本』の「痛也 又」が『韻字記』(『書』も)に近い。『韻字記』(『書』)には「心ノ恫ナト悲キ心ナリ」が増補されてゐる。

『韻字記』の「48攻」(書33)では、『北岡本』の「玉ヲミガク一」と『松平本』の「撃也 玉ヲミガク一」とが合成されて、「C増補系統本」としての『龍門本』は、「玉ヲミガク一撃」となったものと目される。『韻字記』は「玉ヲミガク也」となつてゐて、『和訓押韻』三本の孰れとも一致するが、『韻字之書』の「一撃クルマカタン一トハ車クルマ一カキニハ不可也セムル一ハ基セムルノセメヤイ 戦ノセメ合ナトニ用ミカク一トハ 玉ヲミカク也」の、最初の「一撃」は『龍門本』に拠つてゐる。十二韻の増補部分で『韻字記』は「カタシキトヨム 詩我車 常ノカタキニハ不可 某攻ヤイ 戦ノセメアヒナトニハ可也フサム一治也 命フサム一異端 尔善也」となつてゐて、注文末尾の『論語』『爾雅』と出典明記するのは『韻字記』の増補にて、これは『韻字之書』には存せず。

『韻字記』の「49悖」(書32)の場合、『北岡本』が無注、『松平本』は「慙也」である。『龍門本』は、これに古典名『国語』を加へて「慙也 出国語」とし、『韻字記』(『書』)は、この『龍門本』をさながらに承け、更に「ハツカシキ心也」と補入してゐる。



『韻字記』の「50 𪗇」(書34)で、『北岡本』は無注、『松平本』には標出字存せず。『龍門本』は「磨―又」で、『韻字記』(『書』)に踏襲されてゐる。『韻字記』(『書』)の増補部分は「トキミカクニ用ユ」にて、『韻字之書』には他に「鏡ヲソトク 玉ヤミカ、ン」との書き入れが見られる。

『韻字記』の「51 扨」(書35)を見ると、『北岡本』が無注、『松平本』は「引也」、『龍門本』は「引也又」にて、『韻字記』(『書』)もは『龍門本』を承け、更に「馬牛ヲヒクニモ 塩ノサシヒクニモ」(『書』)は「用ユ」と結ぶとする。これは十二韻の増補である。

『韻字記』の「52 攏」(書36)で、『北岡本』は無注、『松平本』が「理也」、『龍門本』は「理也又」となつてゐる。『韻字記』(『書』)は『龍門本』を承く。さうして『韻字記』(『書』)の十二韻としての増補は、「琵琶ナトラヲサムルト云ヲ ヒクヲ也 トリヲクニアラス」の部分である。

『韻字記』の「53 楓」(書39)では、『和訓押韻』三本の「若―蔦―」が共通する注であるが、『龍門本』に「香木」と在るのは、『韻字記』には引用せられず、『韻字之書』には引かれてゐる。この点では『韻字記』以上に『韻字之書』の方が、『龍門本』(C増補系統本)を忠実に引用してゐることが判る。注文の後半で「文選ニカツラト訓スル也」と補入するのは、『韻字記』『韻字之書』二本共通。

『韻字記』の「55 叢」(書38)に於いて、『北岡本』は無注、『松平本』は「藜同」、『龍門本』は「藜 藜 叢同―林」と在って、『韻字記』は『龍門本』をさながらに承けるが、末尾の「古―條」は独自の補入である。『韻字之書』は「―林」とする外、「小田ノ―カル、―野ヘノ―茂ルー」の書き入れがある。ここでは『韻字之書』は、『韻字記』ほどは『龍門本』に忠実でない。

『韻字記』の「56蓬」(書40)は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』が同注で、「―蒿」とある。『韻字記』(『書』も)はこれを承け、更に「心―<sup>コ、ロキタナシ</sup> 荘子ニ在 キタナシ 心キタナシト云時ハカリ用ユ」と在り、この増補部分を『韻字之書』は「―トハ 荘子ニキタナシ 心キタナシトアリ タ、キタナシトハ訓セス 心キタナシノ時ハカリ訓スヘシ」と、『韻字記』よりも委しく記述する。

『韻字記』の「57籠」(書43)の場合では、『和訓押韻』三本に「花― 定家卿韻哥用之」(『北岡本』)の部分は共通して略同の形で見られはするが、『龍門本』が「火―」を有つ外、「又定家卿勻字歌ニコモルト訓也」とする部分など、『韻字記』(『書』)に全同である。ただ十二韻の『韻字記』『韻字之書』は共に、この注文の末尾に定歌の証歌「ムサシノ、霞モシクスフル雪ニ マタ若草ノ妻ヤ―<sup>コセ</sup>レル 定家」(『書』)は「定家」無し)を付す。斯く定家の証歌を『拾遺愚草』の「韻外雜歌」や「韻字四季歌」によって大幅に増補するのが「十二韻」の韻書の特徴の一つになってゐる。

『韻字記』の「58鯛」(書44)では、『北岡本』は無注、『松平本』は「舟―」、『龍門本』では「―船」と在る。『韻字記』は『龍門本』を承け、かつ「常ノ舟ニ通用」と補入する。『韻字之書』はこの部分を「―鯛ノ字 船ト通用 人渡シ―」に作る(「人渡シ―」は書き入れ)。

『韻字記』の「59釘」(書45)は、『北岡本』が無注、『松平本』は「車―」、『龍門本』は「車―又」と在る。『韻字記』は『龍門本』を承け、更に『韻字記』(『書』)独自の増補部分「灯ニ通用」がある。△『書』は、「車―」として『松平本』に同じ。▽

『韻字記』の「60幪」(書ナシ)では、『北岡本』は無注、『松平本』は「覆也」。『龍門本』は「蓋衣覆也」と在り、十二韻の『韻字記』もこれを承く。ただし『韻字之書』はこの標出字存せず。また『韻字記』独自の補入も無い。

『韻字記』の「61弓」(書48)に於いては、『和訓押韻』三本中で、『松平本』の注が最も簡略である。『北岡本』と『龍門本』とでは、「月―神樂……安達真―」までが排列に至るまで全同である。『龍門本』には、その直後に「賭―春―矢世本曰黄帝臣揮作」が増補せられてをり、十二韻の『韻字記』は、さながらに踏襲してゐる。処が『韻字之書』は「賭―春也」のみにて、「―矢世本曰黄帝臣揮作」が存しない。斯くて『韻字記』(『書』)は、その後に「清和天皇貞観二年正月十八日始之セイケフハワカ君カミマヘニトル文ノサシテカタヨル梓―カナ六百番ノ注12調合ニ賭弓ト云題ニテ後京極内大臣」(『書』)は「正月十八日ニ始之」「内大臣兼大将」に作る)と増補してゐる。

『韻字記』の「62紅」(書47)で、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「―紫」で同注。『韻字記』は「―紫」を引いて全同。ただし『韻字之書』の方は「雄―牡丹花ノ―山ノ―袖ノ―」との書き入れ存せり。

『韻字記』の「63烘」(書49)では、『北岡本』と『松平本』とが略同で、『龍門本』は「燎也又」を補入する。十二韻の『韻字記』(『書』)は『龍門本』に近似して「焼也又香薪ナトニ用」とし、更に「薰ノナトタクニ用」(『書』)は「香薰カウミククサナトタクニ用ユ」に作り、「映山烘 府ツ、シ山ヤテラサン」と書き入れあり)を補入せり。

『韻字記』の「64忽」(書50)は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』は略同注にて、『韻字記』(『書』)は「イソカハシ速也」として踏襲する。ただし『韻字之書』は末尾に「道―身ハ―」の書き入れが存する。

『韻字記』の「65通」(書51)で、『北岡本』『松平本』が無注にて、『龍門本』は「―達」とする。十二韻の『韻字記』は「達」、『韻字之書』は「―達」にて『龍門本』を踏襲する。ただし『韻字之書』には独自の「水―ミツク、ル不―タエル万道ノ行カヒシ宮崎カユハン只―」の補入が見られる。

『韻字記』の「66蒙」(書52)の場合を見ると、『北岡本』『松平本』『龍門本』は略同注であるが、『龍門本』が『韻

字記』(『書』)に最も近似する。ただし「タナヒクニ用唐子ナシカツテ菟絲也 余雅也」は『韻字記』の補入である。『韻字記』の注文は「ミ箕朝霞カ、レル——山万カサキル箕筭カサキル——同タナヒクハ 雲霞ノタナヒクニ用玉トアサムク唐子ナシカツテ菟絲也」となっており、『韻字記』より委しくなっていることが判る。

『韻字記』の「67洪」(書53)で、『北岡本』と『松平本』に標出字存せず、『龍門本』は「大也」で、これが『韻字記』(『書』も)にさながらに踏襲されてゐる。

『韻字記』の「68豊」(書54)では、『北岡本』が無注、『松平本』は「國——」、『龍門本』は「盛也」となっている。十二韻の『韻字記』は「盛也」を承けた外、「国ナト年ナト世ノ一家ノナトニ可也多也」と増補する。『韻字之書』は「盛也」の次が、『國家世年ナトノユタカナルニ用ユ」と、略同一の内容の注になっている。さらに独自の「袖——也」との補入も見られる。

『韻字記』の「69充」(書55)は、『北岡本』と『松平本』が無注で、『龍門本』は「塞也」と在り、『韻字記』(『書』も)がこれを承ける。更に『韻字記』は「塩ノミチ引ニ用本ナトノ多キヲ文ノールナト云一アテトハ一ツツ、ト云心也 滿也 又長也——云在人上里ヲサノ等ニ可用」と増補する。『韻字之書』にも同趣の補入があるが、やや簡略になっている。

『韻字記』の「70隆」(書56)で、『北岡本』と『松平本』は略同で、『龍門本』は「盛——」をこれに補入してゐる。十二韻の『韻字記』は、「盛——」が「盛也」の形になっているが、『韻字之書』は「盛——」として、『龍門本』を承けてゐる。『韻字記』の注文「花ナトニ不可也 世國ニハヨシ 盛也——日サカフル」の前半部で、「花ナトニ不可也」と「——日サカフル」は『和訓押韻』に拠ってをり、特に『龍門本』とは全同である。『韻字記』の注の後半部「又高也 坡ツツ兩岸——多也

奈義―於長者」は独自の増補である。

『韻字記』の「71崇」(書57)で、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字も存せず、『龍門本』は「高―」となつてゐる。『韻字記』は「高―」を承け、更に「山嶺ノタカキニ用 君ヤ神佛ヲアカムルニ用ユ高也 又聚也―充也―重カサナル詩福祿来―」と増補する。『韻字之書』は「高也―トハ山ノタカキ峯ノタカキナトニ用 ―ハ君ヲアタニ思ハヌヲアカムルト云 佛神ナトヲアカムルト云モ同」と同趣になつてゐるものの、『韻字記』の増補が大である。

『韻字記』の「72同」(書60)で、『北岡本』と『松平本』とが無注にて、『龍門本』には「齊―」の注文がある。『韻字記』(『書』)はこれを承け、更に『韻字記』独自の注文「―アツマル聚也 詩獸所―」を補入する。『韻字之書』にはこの増補部分が存しない。

『韻字記』の「73窮」(書58)で、『北岡本』は無注、『松平本』は「極―」、『龍門本』は「―極」で、『韻字記』(『書』)は『龍門本』を承け、さらに「途―命ニモ 月日心ニモ塞也」の増補が存する。『韻字之書』も同趣の注文となつてゐる。

『韻字記』の「74汎」(書59)では、『北岡本』は無注であるが、『松平本』は「浮―」、『龍門本』は「浮也 又」となつてゐる。十二韻の『韻字記』(『書』)も『龍門本』を承け、更に「舟ノ―葉ノ」を『韻字記』は増補する。『韻字之書』は「―ハ舟ナト一葉ナトニ用」と在る。

『韻字記』の「75中」(書61)に於いては、『和訓押韻』の二本が共通するのは、『北岡本』の「國之クニ三サカヒ富士ノフジ也 俗ヨソナカ―万」である。従つて『松平本』独自の補入は「我ナカ―雲ウチノ―霧ウチノ―」であり、『龍門本』独自の増補は「―平又」であつて、ここは『松平本』の注文が最も詳細になつてゐる。『韻字記』は『和訓押韻』三本の略同の部分で、

『龍門本』と全く一致して「國ノ之<sup>サカイ</sup>三ノ万一不尽山ノ部ニイヘリ一平又俗一<sup>ヲ</sup>万」とし、更に増補の部分（後半）を「我一雲<sup>ラニ</sup>一<sup>ヲ</sup>旁ノ一又間也喪服小記亡則<sup>タニル</sup>一堪也忍也」と続ける。この辺り『韻字之書』は寧ろ『松平本』を承け、更に「沖一海一」と補入するが、『韻字記』の注文の後半部の「旁ノ一又間也」以降末尾の部分までの記事は存しない。この項では『韻字記』と『韻字之書』とが、典拠とするテキストを異にしていることに注目させられる。

『韻字記』の「76禮」（書62）で、『北岡本』は「キヌナトノアツキ也」との注文を有す。『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は標出字「衷」の注文の後半に「又禮<sup>アツク</sup>キヌナトノアツキ也」と、『北岡本』と同じ注になっている。『韻字記』は『北岡本』や『龍門本』の注を承けた後に「織一中度長恨哥ノ傳ニアリ重テ可考」と増補されてゐる。『韻字之書』は同趣の補入となつてゐるが、「衣厚兒」と独自の増補も見られる。

『韻字記』の「77沖」（書64）では、『北岡本』は標出字もないが、『松平本』の注文は、『龍門本』の「和也深也」よりも「茂徳洌一文選ニ」の部分委しくなつてゐて、『韻字記』（『書』）は『松平本』系統の本文を承けてゐる。更に『韻字記』の増補として、次の注文が続けられてゐる。「<sup>一</sup>トハ徳ノ深キ也道ノ老子理ノ一ナト心ノ一ニモ水ヤ海ノ一モ用」とあり、『韻字之書』も略同趣の注になつてゐる。

『韻字記』の「78終」（書65）は、『北岡本』が無注、『松平本』は「竟一」、『龍門本』に「竟也」と在つて、『韻字記』（『書』）は『龍門本』を承ける。その後、『韻字記』の増補として「年月ノヲハル命ヲハルニモ儒行未<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>一云々注尺也<sup>ツクル</sup>トモ」を続ける。『韻字之書』も同趣の注であるが、「夜<sup>ヨモフケ</sup>一<sup>伊真</sup>世ノ一ハテく身ノ一」とするのは、『韻字之書』独自の補入であり、この注文中に、伝具平親王撰の『真名伊勢<sup>注13</sup>』の引用があることは注目させられる。

『韻字記』の「79仲」(書66)に於いては、『北岡本』が無注、『松平本』は「憂―」、『龍門本』は「憂也」となっている。『韻字記』(『書』も)は『龍門本』を踏襲し、かつ十二韻になったの増補部分「憂心― 詩心―ナトニ用」を有する。

『韻字記』の「80濃」(書63)では、『和訓押韻』の『北岡本』の注と『松平本』の注とを合成した形で『龍門本』の本文となつてゐる。『韻字記』は例の如く、増補系統の『龍門本』をさながらに承けて、「コマヤカナリ色ノコキナリ厚兒」となつてゐて、ここでは独自の補入は存せぬ。しかし『韻字之書』にはこの後に「―<sup>スリ</sup>ハ衣裳ノ下ノコキ支也 勻<sup>イヌ</sup>―犬也」との増補が存し、例の『国花合記集』<sup>注14</sup>の引用も見受けられる。

『韻字記』の「81隴」(書68)で、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「隴―」と在る。『韻字記』は「隴月ノ―」とし、『韻字之書』は「隴―<sup>ツホ</sup>トハ月ノヲホロ也」とするので、十二韻の韻書が『松平本』『龍門本』を承けてゐることが判る。

『韻字記』の「82濛」(書67)は、『北岡本』が無注にて、『松平本』の注が最も委しく「細雨漉―雨―シ」となつてゐるが、『龍門本』は「漉―細雨」と在る。ここも十二韻は『龍門本』より『松平本』に近似してゐて、『韻字記』は「空―雨―細雨」と『和訓押韻』の増補系の本文を承け、更に「々ノクラキ霧―山色ノ―ナトニ」と増補する。『韻字之書』も「漉―トハ雨ノクラキ霧ノクラキ山色ノクラキナトニ用ユ」と在る。

『韻字記』の「83夢」(書71)について、『和訓押韻』三本の中では、『松平本』の注文が最も簡略である。処でこれら三本の注文は略同であるが、それを委細に亘つて検すれば、三本の注文の最末尾が、『北岡本』は「ユメト訓スルコト勿論也」と在り、『松平本』は「ユメト用ル支勿論也」と存るのに対して、『龍門本』は「夢ヲユメト用ユル支明

矣」とする。この末尾の表記に注目しつつ「十二韻」の韻書と比較すると、正しく『龍門本』が『韻字記』にさながらに踏襲され、かつその後に「謝靈運 池漕春草生ト云句ヲ一ニミテ 及第スル也 ユメトハ三ノ折ノアタリヨリ可遣 謨中切 周公不<sup>ミルニ</sup>足<sup>レ</sup>」と増補する。『韻字之書』は『韻字記』と同趣の注文ではあるが排列・表記等にかんがりの相異がある。特に『韻字之書』の注文の冒頭に「トヨム時ハ去声也 然レトモ文選五十七ニ 潘安仁<sup>ハンアンジン</sup>カ哀永逝文ニ 既<sup>ニ</sup>遇<sup>フテ</sup>目<sup>ニ</sup>兮<sup>ナシカタチ</sup> 無<sup>レ</sup>兆<sup>サメテモイテセ</sup> 曾<sup>サメテモイテセ</sup> 寤<sup>サメテモイテセ</sup> 兮<sup>スヌメニ</sup> 弗<sup>レ</sup>トアル 詩<sup>ニ</sup>一ハ平声ト云テ 中<sup>チウ</sup>ノ字<sup>キウ</sup> 躬<sup>ノ</sup>字ト同ク押<sup>フス</sup>」の辺りは、『和訓押韻』三本では寧ろ『北岡本』の「此字雲一沢ノ外 古来平声ニ用イス 然而既遇目兮 无兆曾寤寐ニモ兮 弗<sup>ニ</sup>ト<sup>ニ</sup> 文選」にある種の連関を感じさせるものがある。

『韻字記』の「84置」(書69)に於いては、『北岡本』に標出字が存せず、『松平本』は「會ニ捕魚一」、『龍門本』は「勻會云 捕魚網」と在る。『和訓押韻』の二本に存する出典『古今韻会举要』(書名)の明示は、『韻字記』には記載がなく、『龍門本』とは異なる注文「捕鳥網」となつてをり、その後「詩雉<sup>カニル</sup> 于<sup>ニ</sup>一ニ」を補入する。『韻字之書』もほぼ同注である。

『韻字記』の「85種」(書71)では、『和訓押韻』の写本三本に存せず。版本(増補系統の本文)の『仁齋書き入れ本』によると、「85種<sup>イ子</sup> ヲ<sup>ラ</sup>シ子ニ用ヘシ」と在り、「書き入れ」部分に「ワセ ヲクテ」が見られる。『韻字記』は「一<sup>イ子</sup> 種 ヲシ子ニ用ユヘシ」で、『韻字之書』は「一<sup>イ子</sup> 種 ヲシ子ニ用ユヘシ」と版本に近い。十二韻の韻書が依拠した典籍は、斯く写本(三本)に存せざる語(標出字)が、版本には認められる処からせば、「版本」に拠ったものと見做すことも可能である。

『韻字記』の「86矚」(書68)でも、『北岡本』と『松平本』に標出字存せず、増補系の『龍門本』にのみ、「日欲出



也」と在る。『韻字記』（『書』も）は、『龍門本』さながらの踏襲にて独自の補入はない。しかし『韻字之書』のみ「ヲホロアケホノター猶可尋」との書き入れが認められる。処で『韻字之書』の書き入れ注記「猶可尋」は、この「東韻」の「64沖」と「77濼」との注文中にも見られるものである。

『韻字記』の「87種」（書73）は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』とが「稚也」にて、『韻字記』（『書』）もそのままを承け、『韻字記』に補入は存せぬが、『韻字之書』には「人ノイトケナキニ用ユ」と補入せり。

『韻字記』の「88彫」（書74）に於いては、『和訓押韻』の『北岡本』の注文と、『松平本』の注文とを合成した形が『龍門本』（増補系）の本文（注文）となつてをり、『韻字記』は「マツリトハ常ノマツリニ難成 マツリノアクル日ニ又マツルヲト云」として、『龍門本』の「祭也 マツリト訓スヘキヲタシカナラス 商祭名」とは同趣であつても表現が異なつてゐる。この点で『韻字之書』は「商祭名―常ノマツリニハ訓シカタシ マツリノアクル日 又マツルヲ彫ト云」とあつて、「商祭名」を注文の最初に冠してゐるのは、『北岡本』と同じである。因みに『松平本』には「商祭名」は存せず。

『韻字記』の「89鬢」（書75）では、『北岡本』と『松平本』とは無注、『龍門本』のみ「毛乱」と存せり。『韻字記』（『書』も）は『龍門本』を承け、更に「―子ミタレカミナトニ可用」を補入する。

『韻字記』の「90籬」（書76）で、『和訓押韻』三本は同注で「玲―日本」で、『韻字記』はそのままを踏襲し、独自の補入は全く存せぬが、『韻字之書』には大幅な増補「玲―其於秀起浪穂之上ニ起ニ八尋殿ヲ而手玉玲―織維之少女者是レ誰之子女耶 神代下」と『神代紀』からの引用が在り、上欄に更に「玲―明貞カ、ヤク玉声―」と書き入れが見られる。この『韻字之書』の『神代紀下』からの引用による増補は、『版本』そのものにも存せぬが、

『仁齋書き入れ』部分に朱筆の記事がこれに相当する。『韻字之書』はこの「書き入れ」を承けたか。「十二韻」の二書間では、『韻字之書』は『韻字記』に対して、略本系の本文になってゐるが、この箇所は逆の形態になってゐる。

『韻字記』の「91潼」(書97)は、『和訓押韻』の伝本三本(写本)には収載されず、『版本』には「93潼 イヤシ」とあるが、『韻字記』の通り「水ノアツマル処也」の注文にはなつてゐない。『韻字之書』も「ヤマー関 欸潼<sup>ヤマツキ</sup>」と在つて、異なる形態になつてゐる。

『韻字記』の「92濼」(書77)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』に標出字のみ在る。『韻字記』も『版本』と同じである。ここも『韻字之書』は「小水入 大水曰<sup>レ</sup>水ノアツマル処也 水ノ落<sup>レ</sup>」と独自の増補が存し、「猶可尋」との書き入れがあるのは、「更なる調査を要す」の意なのであらう。

『韻字記』の「93峒」(書98)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』に標出字のみ在り。『韻字記』は『版本』の通りである。『韻字之書』は「崆<sup>一</sup>山名 ホラ 仙ホラ サカシ 岩ノ<sup>一</sup>」と増補する。

『韻字記』の「94窺」(書99)も『和訓押韻』三本(写本)に存せず、『版本』に標出字存せり。『韻字記』は『版本』と全同、『韻字之書』は「所封国」の注が見られる。

『韻字記』の「95鄴」(書100)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』には「97鄴 邑名」との注も存するが、『韻字記』には「邑名」の注が存せず、『韻字之書』には『版本』を承けた「邑名」が見受けられる。

『韻字記』の「96翁」(書78)も『和訓押韻』三本(写本)に存せず、『版本』には存して、『仁齋書き入れ』が「<sup>一</sup>斯」(朱筆)が在る。『韻字記』も『版本』の通りであるが、『韻字之書』は『仁齋書き入れ』部分と同じになつてゐる。このことから『韻字之書』の書写年代が『仁齋書き入れ』以降であることも考へられる。

『韻字記』の「97娥」(書101)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』に標出字のみ存せり。ここも『韻字記』は『版本』と全同、『韻字之書』には「有<sub>レ</sub>氏」の補入が認められる。

『韻字記』の「98馮」(書102)も『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』に標出字は存する。『韻字記』は「<sub>レ</sub>」<sup>サンハサム</sup>弓 武者弓ヲ持テ居<sub>一</sub>」の注あり、『韻字之書』はここでも委しくて、「姓也 <sub>レ</sub>」<sup>サンハサム</sup>弓ヲ 楚辞ニアリ 武者ノ弓ヲ持テ居ル<sub>一</sub>也 トシ 馬行疾」となつてゐる。

『韻字記』の「99蚣」(書183)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』に標出字のみ存する。『韻字記』も『版本』の通りに標出字のみであるが、『韻字之書』は「蜈<sub>一</sub>」の注が補入せられてゐる。

『韻字記』の「100衆」(書79)も『和訓押韻』三本(写本)になく、『版本』の「102衆」の標出字在り。『韻字記』も『版本』を承けて標出字のみ、『韻字之書』は「之仲反又」と反切注記をなす。

『韻字記』の「101瞳」(書104)『和訓押韻』三本(写本)に存せず、『版本』に標出字存す。『韻字記』も『版本』の通り標出字のみ、『韻字之書』は「目<sub>一</sub>」の注を補入する。

『韻字記』の「102駿」(書81)も『和訓押韻』三本(写本)になく、『版本』に標出字のみあり。『韻字記』は「馬ノタテカミ也 魚ノヒレニ用 鬣同」、『韻字之書』も同趣の注文「馬<sub>一</sub> 魚ノヒレニモ用 其時ハ字ヲ鬣如<sub>レ</sub>此」となつてゐる。

『韻字記』の「103隴」(書82)で、『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』に標出字のみ存せり。『韻字記』は『版本』と全同、『韻字之書』は「喉也」の注を有す。

『韻字記』の「104聾」(書83)で、『和訓押韻』三本(写本)に存せず、『版本』に「107聾<sub>ミ、ツフ<sub>レ</sub></sub>」と在るが、『韻

字記』の「耳キコヘヌ」、『韻字之書』の「耳ノキコヘヌ事也」の如き注文は「十二韻」の増補とおぼしきものである。『韻字記』の「105 歿」（書105）でも『和訓押韻』の三本（写本）には存せぬが、『版本』には「108 歿ヲフルス」と在る。『韻字記』は「歿ツクハル」で増補がない。『韻字之書』は「歿也」との注文が見受けられる。

『韻字記』の「106 曹」（書84）も『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』に「109 曹」と標出字のみ存するが、『仁斎書き入れ本』の朱筆書き入れ部分に右訓「クラシ」左訓「ミタル、」と、注文「クラシ 目ノ也 ミタル、心ノ也」と在り。『韻字記』の注文は「ミタル、心ノ乱ニ借用 是ヲツカヘハ夢ハ不出 クラシ 目ノクラキ也」であり、『韻字之書』は同趣の注文とはいへ、「クラシ 目不明 又<sup>クラシ</sup>トハ 目ノミタル、クラキ也<sup>ミタル、</sup>トハ 心ノミタル、也」と在って、始めの部分に「目不明」と在るのは、『韻字之書』独自の補入である。この事象は仁斎が「十二韻」を見て書き入れたか、逆に『仁斎書き入れ』部分を見て「十二韻」が増補せられたかの孰れかである。その解釈によつて、「十二韻」の成立時期が大きく変はってくる。

『韻字記』の「107 翀」（85）も『和訓押韻』の三本（写本）に見られぬが、『版本』は「110 翀」と標出字のみ存す。『韻字記』は「直上飛也 府鳥ノアカル」、『韻字之書』は「直上飛也 トハ鳥ノアカル也」と小異は見られるが、『韻字記』の「府」とするが如き出典『韻府群玉』を明記はしてゐない。『韻字記』の「108 葱」（書86）も『和訓押韻』の三本（写本）には全く見られないが、『版本』は「111 葱」と標出字のみあり。『韻字記』の注文は「ヒトモシ 水」熊野ノナチノナキノ葉ノ「ト」となつてゐるのが、『韻字之書』では「ヒトモジ 葦<sup>ナギ</sup> 水」熊野ノナチノナキノ葉ノ事」と「葦」が補入されて委しくなつてゐる。

『韻字記』の「109 撞」（書106）は『和訓押韻』はやはり三本（写本）になく、『版本』に「112 撞」と標出字のみ存せ

り。『韻字記』も『版本』と全く同様にて標出字のみであるが、『韻字之書』には「木名花可為布又」と少し委しい注文が認められる。

『韻字記』の「110蕪」（書80）も『和訓押韻』の三本（写本）には存せず、『版本』は「113蕪」が無訓・無注にて標出字のみであるが、『仁斎書き入れ本』には「フカツラカツラ」の和訓（朱筆）の書き入れがある。『韻字記』の注は「和名ニテ可考」とあるだけであるが、『韻字之書』の方は委しく「カツラ」の和訓の後に「ククニニ唐韻云ククニニフンナカツラ音カ和名本出カ於ラ無奈加豆良カ藤ノハーマサノハ―」との増補があつて、『本草和名』の引用が見られる。

『韻字記』の「111罌」（書96）の箇所は、『和訓押韻』の三本（写本）に見られず、『版本』には見出し字「114罌」とのみあり、『仁斎書き入れ』部分に朱筆にて「鹿ラヲトルアミ也シ、アミ麩―鹿ラヲトルアミ也」に一致する。

『韻字記』の「112筮」（書107）も、『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』には「115筮」の標出字のみ存するが、『仁斎書き入れ』部分に「フキモノフキモノ」の和訓がある。『韻字記』も『仁斎書き入れ本』と全同であるが、『韻字之書』には「フキモノ―篋」とあり補入が見られる。

『韻字記』の「113銅」（書87）も『和訓押韻』の写本（三本）には存せず、『版本』に「116銅」の標出字のみ存し、『仁斎書き入れ』部分に、右傍訓「アカ、子」と注文「カ、ミ青―私カラカ子」と共に朱筆になつてゐる。『韻字記』の「書書」に和訓「アラカ子アラカ子」とあるが、『韻字之書』のみ「金品」と補入が見られる。

『韻字記』の「114融」も『和訓押韻』の三本（写本）になく、『版本』には「117融」の標出字のみあり、『仁斎書き入れ』部分には「トラルヤハラクノドカ和―」と朱筆されている。この箇所の『韻字記』の注文はかなり委しく

なつてゐて、「トホル トロクル ヤハラカ」の和訓の下に「雪—氷—<sup>ナカン</sup>長巳 介衛荆吳調長日—」とある。『韻字之書』は和訓「トホル トクル ヤワラク」の後に「和—<sup>サクル</sup>ハ 雪氷ノトクル也 アキラカ ナカシ ウラ、猶可尋」となつてゐる。この「猶可尋」即ち「更に考究すべし」の注記は「64沖」「72嚙」「77濼」等の注文末尾に存してゐる。

『韻字記』の「115洚」(書89)も『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』は「119洚サカノホル」と和訓のみ存し、『韻字記』は「ヲホミツ 清莒半—<sup>ニョル</sup>北澗」とやや委しくなつてゐるが、『韻字之書』は「ヲホミツ サカノホル」の和訓のみである。

『韻字記』の「116伺」(書90)も『和訓押韻』の三本(写本)になく、『版本』に標出字のみ存し、『仁齋書き入れ』部分に朱筆「ヲロカ 倅—」と在る。『韻字記』の注文は「ヲロカクチナル<sup>一</sup>大也」で、『韻字之書』は少し異なつてをり、「ヲロカ 倅—<sup>ヲエカ</sup>ハグドンノ夏」となつてゐて、『仁齋書き入れ』の「ヲロカ 倅—」を承けた形になつてゐる。もつとも仁齋が、「十二韻」成立後にそれを見て書き入れた、との見解を採れば、「十二韻」の成立年代が少し遡ることにはなる。

『韻字記』の「117芘」(書91)についても、『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』は「121芘<sup>草盛</sup>—」とある外、最末尾「129驂」の次に墨筆による書き入れ「130<sup>ホツ</sup>芘<sup>シケシ</sup>—<sup>草盛</sup>」として重複させてゐる。『韻字記』の注文は「シケシ 草苗ナトニ用」と別の形の注になつてゐる。その点で『韻字之書』は『版本』と『韻字記』とを合成するが如き形の注文「シゲシ 草盛 草苗ナトノシケキニ用ユ」としてゐるのが注目させられる。

『韻字記』の「118蕤」(書29)も『和訓押韻』の写本三本には見られず、『版本』は標出字のみ「122蕤」があり、『仁齋書き入れ』部分に和訓「シケシ」がある。『韻字記』(『書』)は「シケシ—<sup>儻</sup>」を補入し、『韻字之書』は更にその

後に「ウキハシケ、ン」と追補する。

『韻字記』の「119 籛」(書108)も『和訓押韻』の三本(写本)には存せず、『版本』も「119 籛」とのみあって、和訓も注も存しない。『韻字記』は標出字に右傍音注「ホウ」のみであるが、『韻字之書』には「一 鼓声」の漢字注が見られる。

『韻字記』の「120 窿」(書93)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』も「124 窿」の標出字のみ存し、これに『仁斎書き入れ』部分の「タカシ 天ニ用」(朱筆)がある。『韻字記』は「穹<sup>タカシ</sup> 天勢高 別ニハ不可」とするが、『韻字之書』はほぼ同趣の注文「タカシ 穹 天勢 天ノ 高<sup>タカ</sup>キニ可ナリ 別ノタカシトハ不訓」となっている。

『韻字記』の「121 嶺」(書94)も『和訓押韻』の写本三本にはなく、『版本』は「512 嶺」と標出字のみ存し、『仁斎書き入れ』として朱筆の和訓「<sup>サカシ、ソヒユル</sup>」がある。『韻字記』の注文は「サガシ 山ノ」であるが、『韻字之書』はやや委しく「<sup>ソヒユル</sup>」の和訓の下に「嶺 山ノサカシキカタニ用ユ」となっている。

『韻字記』の「122 櫻」(書109)も『和訓押韻』の三本(写本)には見られず、『版本』は標出字のみ「128 櫻」と在り。『韻字記』は『版本』と全同であるが、『韻字之書』には漢字注「一 欄」がある。なほ『韻字之書』は「109 櫻」で「本韻」が終はり、「韻外字」に入る前に次の書き入れがあり、今それを抽出しておく。「春<sup>イ</sup> 映 映山紅 販鴻 月隴 融<sup>氷</sup> 潼<sup>イ</sup> 頼<sup>イ</sup> 凍<sup>キ</sup> 夏<sup>イ</sup> 雄紅 牡丹 霍公凍<sup>イ</sup> 秋<sup>イ</sup> 鴻 蟲<sup>イ</sup> 冬<sup>イ</sup> 凍 充夜<sup>イ</sup> 宛童<sup>イ</sup> 種<sup>イ</sup> 霰<sup>イ</sup> 霽<sup>イ</sup>、これは『韻字記』には存しない。

『韻字記』の「本韻」の最後「123 龍」(書45)もやはり『和訓押韻』の写本三本には存せず、『版本』には標出字のみ「127 龍」と在り、さうして『仁斎書き入れ』部分に「クサフカシ 蒙 山<sup>イ</sup> フカキ也」と朱筆書き入れがある。『韻

字記』の注文は「イヌタテクサフカキヲ蒙―ト云」として、『韻字之書』も同趣の「クサフカシイヌタテ 蒙―草フカキヲ蒙―ト云ナリ」といふ注になつてゐる。斯くて『韻字記』は標出字の排列も『版本』にかなり近似したものになつてゐることを識るのである。

次に「韻外字」に移る。

『韻字記』の「124 玳」（書110）で、『和訓押韻』は『北岡本』（A系統）と『松平本』（B系統）とを合成した『龍門本』（C系統）の注文と同じ「玉名 玳同」とし、更に『韻字記』独自の補入「玉ニ用」を有するが、『韻字之書』にはこの補入がない。因みに『版本』は『龍門本』と同注「玉名 玳同」である。

『韻字記』の「125 鐘」（書111）は、『和訓押韻』は『北岡本』と『龍門本』が標出字のみ存し、『松平本』には標出字も存しない。『版本』は『龍門本』と同じ。『韻字記』の注文は「モウシヨウ鐘―イクサ舟也 常ノ舟ニ不可」とあり、『韻字之書』も同趣の注「モウシヨウ鐘―イクサフ子也 只ノフ子ニハ不用」。共に「十二韻」の増補である。

『韻字記』の「126 萃」（書112）では、『和訓押韻』の写本三本の注文にはそれぞれ小異があり、『北岡本』は「茂也」、『松平本』は「茂―」、『龍門本』は「―茂」となつてゐる。『版本』は『龍門本』と同じ。『韻字記』の注文は「―茂兒 蒲蒙切 詩―芟々」と増補になつてゐるが、『韻字之書』では「―茂」とあるのみで、『和訓押韻』の『龍門本』『版本』に近い。

『韻字記』の「127 墜」（書113）は、『和訓押韻』は『北岡本』が無注で、『松平本』と『龍門本』には「埋也」とある。『韻字記』は「音掇ウニル種也」が補入せられてゐるが、『韻字之書』は『龍門本』（『版本』も）と同じ「埋也」のみである。



『韻字記』の「128蓼」(書114)においては、『和訓押韻』の『北岡本』は「枝也」、『松平本』に「細枝也」、『龍門本』と『版本』は「木細枝也」である。『韻字記』は「音櫻 細枝也 梅<sub>カ</sub>等可用」とあるが、『韻字之書』は『龍門本』『版本』と同注になってゐて、ここでは『韻字記』の注とは異なつてゐる。

『韻字記』の「129總」(書115)では、『和訓押韻』の写本三本で『北岡本』「角<sub>アケマキ</sub>總ナトノ時ハ仄也」に対して、『松平本』と『龍門本』、『版本』は「縫也」を補入して類似した注文になってゐるが、『韻字記』の注に最も近い形のもは『龍門本』(『版本』)であつて、「縫也 又角總ナトノ時ハ仄ナリ」と在る。『韻字記』の注文は「縫也 又角一ナトノ時ハ仄タルヘシ キリモノタチヌフニ可也」と在り、『韻字之書』も同趣の注になってゐる。従つて「十二韻」の補入は「キリモノタチヌフニ可也」の部分である。

『韻字記』の「130窓」(書116)について、『和訓押韻』は『北岡本』と『松平本』とを合成した形態が『龍門本』の「キサハシ 東西階也 又」であり、『版本』も同刻となつてゐるが、ただ『仁齋書き入れ』部分に朱筆にて「内裡」が補入せられてゐる。『韻字記』の注は「會者下階相向処也 音忽 出裡ノキタハシニモ用」と増補せられてゐる。『韻字之書』は<sup>サタハシ</sup>只ハシ共<sup>タイリ</sup>東西階也 内裏ノキタハシニモ用」と在つて、この注の基になってゐる『和訓押韻』は、『松平本』の「東西階也 只ハシトモ」の方が『龍門本』よりも近い。

『韻字記』の「131蒔」(書117)で、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「水草也」、『版本』は「水草」である。『韻字記』は反切注「胡公切」を補入し、その後に『版本』と同じ「水草」が来る。『韻字之書』は反切注はなく、『松平本』『龍門本』に同じく「水草也」となつてゐる。

『韻字記』の「132洪」(書118)は、『和訓押韻』の『北岡本』が無注、『松平本』は「大磬也」、『龍門本』『版本』は

「大慳」であり、『韻字記』の注は『龍門本』（『版本』）を承け、更に「山ノヲカ也 胡公切」を増補する。『韻字之書』は「大岳 山ノ大ヲカ也」と在って、ここでは少し表記の趣が変はつてゐる。

『韻字記』の「133 訛」（書119）で、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』は「乱也」、『龍門本』と『版本』は「讀也 乱也」と在る。『韻字記』はこれを承けるが、増補部分も多い。即ち「音虹 讀也 乱也 虹同字 但虹ノ字ヲ虹トハ用 訛ヲトハ不用」、これに対して『韻字之書』は「十二韻」としての補入が存せず、『龍門本』（『版本』）を踏襲する。

『韻字記』の「134 襠」（書120）では、『和訓押韻』の『北岡本』は標出字のみ存し、『松平本』は標出字も存せず、『龍門本』と『版本』は「袴也 一曰 裙」と在り、「十二韻」は『韻字記』（『書』も）は「袴 一曰 裙」と『龍門本』『版本』にはほぼ一致する。

『韻字記』の「135 籠」（書121）の箇所では、『和訓押韻』の『北岡本』は無注で、『松平本』は「大長谷也」、『龍門本』は「大長谷也 籠同」と在り、『版本』も略同で「大長谷 籠同」となつてゐる。『韻字記』は『版本』と同注であるが、その注の最初の部分に「谷ニ用 音籠」が補入せられてゐる。『韻字之書』は『松平本』と全同である。

『韻字記』の「136 塵」（書122）は、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』のみ「穹一タカシ」とあるが、『龍門本』も『版本』も「雷師」で、『韻字記』はこれを承け「音隆 雷師 カミナリノ」としてゐる。『韻字之書』は『龍門本』『版本』のままを承けてゐて、『韻字記』の如き補入はない。

『韻字記』の「137 簪」（書123）は、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』は標出字存せず。『龍門本』と『版本』は「戎人呼簪曰一」と在り、「十二韻」は『韻字記』では「音終 玉手箱ナトニ用 戎人呼簪曰一」と在り、『韻

字之書』は同趣の注「ハコ 戎人呼篋曰一玉手タマテ一ナト用ユ」とする。『韻字記』には音注があるが、これは127 128 130 131 132 133 135 136 138 139 148 151 152 153 154 155 156等の注文中にも存するのと同断である。この中で131 132 138 153の四例は反切注である。斯く『韻字記』は『韻会』や『小補韻会』等に基づき音注を多く施こしてゐるのが特徴となつてゐる。

『韻字記』の「138窓」(書124)では、『和訓押韻』は『北岡本』に標出字存せず、『松平本』『龍門本』『版本』は無注、『韻字記』の注文が「鹿叢切東冬同」と在るのは『韻会』に依拠する。ただし『韻字之書』にはこれがなく無注にて、『和訓押韻』の三本と同様である。

『韻字記』の「139凍」(書125)は、『和訓押韻』は三本(写本)になく、『版本』の『仁齋書き入れ』部分に「148凍ユフタチ暴雨也」と見受けられる。『韻字記』の注文は「ニハカアメ也 夕立ノ<sub>ト</sub>也 音東 頼ヤマフキ一欸ヤマフキ一トモ余付」、『韻字之書』も類似した注「アメニハワカ雨也 ユウタチノ夏也 頼フキ一山フキト可用」になつてゐる。『韻字記』の「140撞」(書126)は、『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』は『仁齋書き入れ』部分に「149撞ウツ牛ニ用」と在り。『韻字記』は「ウシ牛ニ通」で、『韻字之書』は「ウシ牛ニ通用」とある。このやうに『和訓押韻』の写本三本(A・B・C系統)にも存せず、更に『版本』(D系統)にも存せぬ標出字やその注文が、『版本』の『仁齋書き入れ』部分と「十二韻」の韻書に共通して見受けられるのである。このことに関して解釈を加へるならば、「一」『仁齋書き入れ』と、「十二韻」の『韻字記』『韻字之書』が共通の典拠(C<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>・C<sup>3</sup>・C<sup>4</sup>……C<sup>n</sup>本)に依拠した、「二」『版本』に記された『仁齋書き入れ』、あるいは『東涯書き入れ』を「十二韻」の韻書が直接に参看した、の孰れかであると解することができよう。吾人の現在の考へでは「一」の立場を採りたいが、それを支持するやうな『和訓押韻』のC<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>・C<sup>3</sup>・C<sup>4</sup>……C<sup>n</sup>本の如きテクスト(伝本)の出現が前提条件となる。「二」の立場を採るのはたやすいが、それでは幾分「十二韻」の韻書(『韻

字記』『韻字之書』の成立の時期が下降することとなる。この「一」「二」の孰れであるかといふ判断によって、「十二韻」の韻書の成立の年代の異動が生じるので、今後この方面の調査を委細に行なはねばならぬ所以である。斯く『版本』の『仁齋書き入れ』部分が重要な意味を担ってゐることを識るのである。

次の『韻字記』の「141 薑」(書127)においても、『和訓押韻』の写本三本に見られず、『版本』にもなく、『版本』の『仁齋書き入れ』部分に「153 薑若ナトニ用」と在る。「十二韻」の『韻字記』の注は「若菜ナトニ用ヘシ」、『韻字之書』は「若ワカナニ可用」の如く、表記上の小異は在っても、『仁齋書き入れ』部分に一致するのである。

『韻字記』の「142 綬」(書128)では、『和訓押韻』の写本三本にも『版本』にも存せず、やはり『版本』の『仁齋書き入れ』部分に「156 綬魚トルアミ也  
アミイトスチ」と在り、『韻字記』(『書』も)は「魚トルアミ也」と全く一致するのである。

『韻字記』の「143 獲」(書129)も、『和訓押韻』の三本(写本)にも『版本』にも存せず、『版本』の『仁齋書き入れ』部分には『韻会』の注文を補入して「159 獲イヌ 犬生ニ子」と見られる。『韻字記』も『韻字之書』も「イヌエノコ」といふ和訓のみにて漢字注はない。

『韻字記』の「144 豨」(書130)も『和訓押韻』の写本三本に存せず、また『版本』にも、その『仁齋書き入れ』部分にも存しない。『韻会』(上平)の東韻に「豨生六月豚(中略)爾雅豨生三子豨」とある。「十二韻」の韻書は『韻字記』も『韻字之書』も、共に和訓「イノコ」が存するのみである。

『韻字記』の「145 瀧」(書131)も『和訓押韻』の写本三本にも『版本』にも無く、『仁齋書き入れ』部分に「150 瀧ウルホス」とあるのみ。『韻字記』は「ウルホウ 江勻ニテタキ也  
ウルラス」、『韻字之書』も「ウルホフ 江勻ニテタキト訓ス」と在って同趣である。『韻会』の「東韻」(上平)は「瀧凍沾漬也(中略)又江韻」とあるに拠ったものであらう。

『韻字記』の「146 燼」(書132)も『和訓押韻』の写本三本と『版本』には存せぬが、『版本』の『仁齋書き入れ』部分には「151 燼アツサ」と在る。『韻字記』は「アツシ 日テリノアツサ 熱ナリ」、『韻字之書』は「アツシ 日テリアツキニ用」と在り。典拠となつてゐる『韻会』の「東韻」(上平)の記事「早灼也(中略) 郭璞曰早熱薰人也」に符号する。

『韻字記』の「147 焜」(書133)も『和訓押韻』の三本(写本)や『版本』に無く、『仁齋書き入れ』部分に「154 焜タモト」と和訓のみ存せり。『韻字記』は「タモト 人ノタモト 袖ニモ用」とするが、『韻字之書』は「タモト」の和訓のみである。『韻会』の「東韻」(上平)には「衣袂也」の注文がある。

『韻字記』の「148 癘」(書134)は『和訓押韻』の『北岡本』と『龍門本』『版本』に「罷也」の注が見られる。『松平本』には標出字が見受けられぬが、『版本』の『仁齋書き入れ』部分には、再度「155 癘ツカル ヤマイ」と書き入れてゐる。『韻字記』は「ツカル、ヤマヒ 音隆 廣病也 物ヤ等可用也」として『広韻』を引用した注文になつてゐる。『広韻』の「東韻」(上平)には「癘 病也」と在り、『韻会』の「東韻」(上平)には「癘 説文罷也」となつてゐる。

『韻字記』の「149 融」(書135)は『和訓押韻』の写本三本と『版本』に存せぬが、『版本』の『仁齋書き入れ』部分に「157 融フカシ 水ノフカキ」と在る。『韻字記』『韻字之書』の注文は共に「フカシ 水ノフカキ也」となつてゐて、『仁齋書き入れ』部分と略同である。因みに『韻会』には「東韻」(上平)に「水深貌」の注文が在る。

『韻字記』の「150 焮」(書136)は『和訓押韻』の『北岡本』と『龍門本』『版本』等に存せぬが、『松平本』には「乾也」の注文が在る。『韻字記』は「カハク 乾也」、『韻字之書』も「カワク 乾也」で、『韻会』には存せぬが、『広韻』の「東韻」(上平)には「焮 乾也」と見られる。

『韻字記』の「151 江」(書ナシ)は『和訓押韻』の写本三本と『版本』に存せず、『仁齋書き入れ』の部分には存す。

『韻字記』の注文は「音工 楚四上洞庭而下—用此勻」となつてゐる。この「151江」以下「156明」に至るまでの六語は『韻字之書』には標出字が存しない。また『韻会』に依拠したものでないことは明らかである。『版本』(D系統)のものには存せぬが、『仁齋書き入れ』部分にはこの六語(164江 173岡 169家 176栄 180朋 175明)が全て見られる外に、「164江」以降に於いても「165悖 166章 167彰 168房 170調 171唐 172陽 174堂 177崩 178弘 179憑 181徵 182繩 183乘 184登 185薨 186陵」等の標出字が書き入れられてゐて、『韻字記』との連関性が強く考へられるのである。

『韻会』に依拠せぬものであると言ふことは、結局この「韻外字」の典拠が、明の方日升(方子謙)の纂輯する『古今韻会举要小補』<sup>注15</sup>(略称『小補韻会』)に基づいてゐることに外ならない。『韻字記』の「韻外字」151〜156の六語が正しくこの『小補韻会』には確認し得るのである。『韻字記』の「151江」の注文「楚四上洞庭而下—用此勻」とあるのは、『小補韻会』の「江韻」(上平)の標出字「江」の末尾の部分に「楚辞将運舟而不浮兮 上洞庭而下江去終古之所居兮」とある箇所を引用してゐる。

また『韻字記』の「152岡音工義同 陽勻」とあるのは、『小補韻会』の「東韻」(上平)の「古叶」に「章彰房唐陽岡堂僵陽韻」とあるのに拠つてゐる。従つて『版本』の『仁齋書き入れ』部分の「166章 167彰 168房 171唐 172陽 173岡 174堂」のやうに在るのも、同じく『小補韻会』に基づいたものであることが判る。

更に『韻字記』の「153家」も同様に『小補韻会』の「東韻」(上平)の「古叶」に「家牙 麻韻」と在るのに拠つてゐる。

『韻字記』の注文に「此勻已上並叶音」と記されてゐて、「叶音」<sup>注16</sup>とは『韻会』を明の方日升が増補した際に、『韻補』等から抽出して『小補韻会』に補入したものである。『韻字記』の「韻外字」<sup>注17</sup>の末尾の部分は『小補韻会』に依拠して

あることは確実である。『韻字記』の「154榮」も『小補韻會』の「東韻」(上平)の「古叶」に「明盲榮 庚韻」とあるのに基づいてをり、「156明」も同断である。『版本』の『仁齋書き入れ』部分も「175明 176榮」とするが、これも『小補韻會』に拠ってある。『韻字記』の「155朋」も『小補韻會』の「東韻」(上平)の「古叶」に「崩弘憑朋 徹繩乘登興堯 陵 蒸韻」と在るのに依拠する。さうして『版本』の『仁齋書き入れ』部分に「177崩 178弘 179憑 180朋 181徹 182繩 183乘 184登 185堯 186陵」とするのも、悉くこの『小補韻會』の「叶音」をさながらに引用してゐることを識るのである。

処で『韻字記』の「韻外字」の末尾の部分「151江」く「156明」が確実に『小補韻會』に依拠してゐる事實は判つたが、この六語が同じ十二韻の『韻字之書』には標出字そのものも存しないことが問題となる。しかし『韻字之書』とても「真諄臻韻」(上平)の「韻外字」の「120謹」の注文の最初に「小補韻會 真勻 渠巾反」と出典明記してゐる点からも、やはり『小補韻會』を使用してゐることは明らかなのである。

以上で「十二韻」の韻書としての『韻字記』の、「東韻」(上平)に於ける全ての標出字に記載されてゐる注文について、その直接の典拠となつてゐる『和訓押韻』の引用のせられ方を逐一的に記述し得た。斯く全例に亘る精査・確認は、既に「十二韻」全体についても調査し了へてゐるが、全体の傾向が本稿に採り挙げた「東韻」の場合と全く同断であるので、屢説することを避けることとした。いづれ「十二韻」の韻書の出典の総合調査をなす時には、十二韻全体についても表示する方法等で記述することになるであらう。しかし、「十二韻」の韻書が『和訓押韻』(十一韻)のC系統本(C<sup>1</sup>本||D版本)を主要な典拠として成つたものであると言ふ事實に変化はない。まさしく「一、概説」に記した通りなのである。

注7・9・11 『古辞書研究資料叢刊』第五卷（一九九五年11月 大空社刊）に『和訓押韻』の写本三本の「対照本文」と、『韻字記』『漢和三五韻』の「翻字本文」が収録されてゐる。以下、逐一的に記述する際に用ゐた整理番号（算用数字）は、この「翻字本文」や「対照本文」に付せられてゐるものである。

注8 木村晟編『宮内庁書陵部蔵 韻字之書』（『古辞書研究資料集成』1 一九九三年9月 翰林書房刊）に整理番号を付した「影印本文」を収載。『韻字記』の出典の一つに挙げられる連歌辞書『詞林三知抄』（無刊記本）のコンテキスト方式の索引（『改編本文』も巻末に付載してゐる）。

注10 『松平文庫蔵 和訓押韻』（駒沢大学国語研究資料）7 一九八四年5月 汲古書院刊）に「影印本文」と「翻字本文」、「和訓索引」「漢字索引」を収録してゐる。

注12 注8の『宮内庁書陵部蔵 韻字之書』（一九九三年9月 翰林書房刊）の「解題」281頁参照。

注13 足立雅代氏論文「『旧本伊勢物語』の成立背景について」（『國語國文』第五九卷 第一〇号—六七四号—一九九〇年10月刊）、並びに木村晟他編『真名本 伊勢物語 綾足校訂』（一九九五年5月 翰林書房刊）の「解題」参照。

注14 注8の『宮内庁書陵部蔵 韻字之書』（一九九三年9月 翰林書房刊）の「解題」287頁参照。

注15・16 『明版 古今韻会萃要小補』全五卷（一九九四年2月 近思文庫刊）の「影印本文」に拠った。また元の熊忠の『古今韻会萃要』の本文は「大化書局版」を使用した。

注17 『古辞書の基礎的研究』（『古辞書研究資料集成』2 一九九四年5月 翰林書房刊）に『韻字記』の「和訓索引」が収録せられてゐる。